



企業会計ナビ ダイジェスト

自己株式の活用

企業会計ナビチーム 公認会計士 斎藤祐介



▶ Yusuke Saito

主に消費者製品製造業、外食業、IPO関連業務等の監査を担当。当法人ウェブサイト「企業会計ナビ」の企画運営や、書籍の執筆・編集などに従事。共著に『スポーツの可能性とインテグリティ』(同文館出版)など。

企業会計ナビチームでは当法人のウェブサイトで、会計・税務に関するさまざまなナレッジを発信しています。本シリーズでは、そのナレッジのうち、アクセス数の多いトピックスを取り上げ、紹介しています。

今回は「解説シリーズ『自己株式の会計処理』第1回：自己株式の活用」を紹介します。

▶ 企業会計ナビURL

www.shinnihon.or.jp/corporate-accounting

I 自己株式の活用方法

自己株式は、株主総会決議又は定款で定めた枠の範囲内であれば目的を問わず取得できるため、さまざまな場面で活用されています。

自己株式の主な活用方法としては 1. ストック・オプションの付与 2. 1株当たり当期純利益増加による株主還元 3. 買収防衛策 4. 事業再編 5. 日本版ESOP 6. 特定譲渡制限付株式報酬等があります。

1. ストック・オプションの付与

ストック・オプションとは、企業の役員や従業員が、あらかじめ定められた価額で、一定期間内に自社株式を購入できる権利を報酬として付与するものといいます。役員や従業員は、株価が上昇すれば将来獲得する利益が大きくなるため、インセンティブプランとして活用されています。

ストック・オプションの行使方法には、新株を発行する方法と自己株式を処分する方法があります。このうち、自己株式を処分する場合は、自己株式の帳簿価額と、新株予約権と払込金額の合計額との差額は自己

株式処分差益(損)として株主資本等変動計算書に計上されるため、損益計算書には計上されません。

2. 1株当たり当期純利益増加による株主還元

1株当たり当期純利益 (EPS、Earnings Per Share) とは、普通株式に係る当期純利益を普通株式の期中平均株式数で割ったもので、以下の式で算定されます。

$$\text{1株当たり当期純利益} = \frac{\text{損益計算書上の当期純利益} - \text{普通株主に帰属しない金額}}{\text{普通株式期中平均発行株式数} - \text{普通株式期中平均自己株式数}}$$

このように、分母の期中平均株式数から自己株式を控除することから、自己株式の取得によりEPSは上昇します。なお、株主還元の観点からは、自己株式の取得と消却をセットで行うケースが多くみられます。

また、株式投資の重要な指標として、株価をEPSで割った株価収益率 (PER、Price Earnings Ratio) があり、以下の式で算定されます。

$$\text{株価収益率 (PER)} = \frac{\text{株価}}{\text{1株当たり当期純利益 (EPS)}}$$

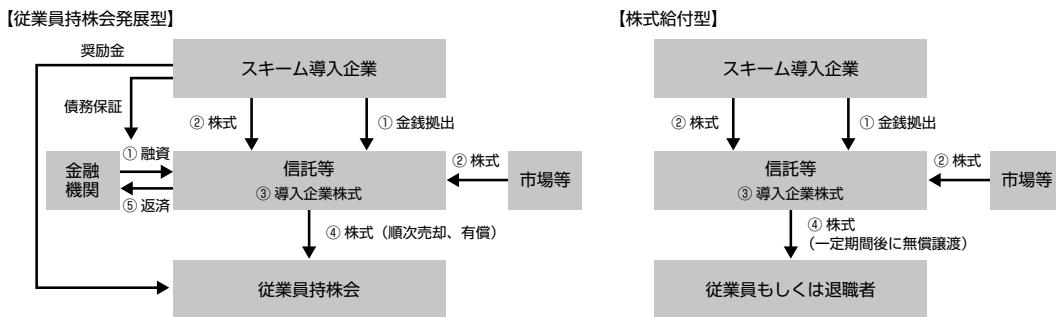
株価収益率は、会社の利益に対する株価の関係を示すものであり、EPSが上がるとPERが下がります。

EPSの上昇は既存株主のメリットとなり、同時にPERが下がれば株価が割安となるため、将来の株価上昇を期待した新たな株主の株式購入により株価が実際に上昇すると、株主還元へつなげることができます。

3. 買収防衛策

敵対的買収者からの買収を防衛する手段として自己株式が利用されることがあります。自己株式を取得し、友好的な第三者に処分することによって、敵対的買収者の議決権比率が相対的に下がり、買収のハードルを高める効果が期待できます。

▶図1 日本版ESOPのスキーム



4. 事業再編

企業買収、合併、株式交換、会社分割等の手法で事業再編を行う場合に、新株を発行した上で株主に株式を交付する代わりに、保有している自己株式を交付することもできます。新株発行と比べ、再編の迅速化が見込め、また、発行済株式数の増加による価値の希薄化、将来の配当負担、新株発行コストの増加を防ぐことができる等のメリットがあります。

5. 日本版ESOP

ESOP (Employees Stock Ownership Plan) とは、企業が従業員の報酬制度として導入した自社株を配分する制度です。企業会計基準委員会 (ASBJ) から、平成25年12月25日に実務対応報告第30号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」が公表され、当面の取扱いが示されたとともに、近年導入事例が増えています。

日本版ESOPは、従業員持株会型と株式給付型に大きく分けられますが、いずれも、信託（受託者）は企業から自社の株式を取得し、その後、従業員持株会もしくは従業員に株式を交付します（**図1**参照）。信託による企業からの株式の取得は、企業による新株発行、自己株式の処分、又は信託による市場からの株式取得によって行われます。自己株式の処分により取得される場合には、企業から信託へ自己株式を処分した時点で認識することとなります。

6. 特定譲渡制限付株式報酬

持続的な企業価値の向上を促進する上で、経営陣に中長期インセンティブを付与するための多様な業績連動報酬の一つとして、特定譲渡制限付株式報酬（リストリクトドット・ストック、以下RS）の利用が近年増加しています。これは会社が役員に対し報酬債権を付与し、役員から報酬債権の現物出資を受けるのと引き換

えにその役員に対し一定期間の譲渡制限が付された株式（特定譲渡制限付株式）を交付するというものです。

この特定譲渡制限付株式の交付に当たり、新株発行ではなく自己株式を活用することができます。

付与された役員には、在任中一定期間の譲渡制限が付されるため、株主目線で中長期の企業価値創造を引き出すためのインセンティブ効果が働き、業績の向上が期待されます。

わが国では、これまで欧米と比べて役員に対するインセンティブ報酬を利用するための仕組みが整備されていませんでしたが、日本再興戦略（2015、2016）におけるコーポレートガバナンス改革による企業価値向上政策の一環として、株式報酬・業績連動報酬の活用を進める方針等が打ち出され、あわせてRSの活用を促進するため、関連する税制や会社法の規定が整備されました。

なお、会計処理については、経済産業省が公表した『「攻めの経営」を促す役員報酬－企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引』（2019年3月時点）において、交付時の会計処理が示されています（**図2**参照）。

▶図2 会計処理の例示（自己株式の付与を前提）

<前提>

- ① 役員から報酬債権3,000百万円の現物出資を受け、特定譲渡制限付株式として自己株式を300株（簿価2,850百万円）を付与する。
- ② 株式付与から3年後の役務提供終了時に譲渡制限が解除される。
- ③ 譲渡制限解除の条件は、譲渡制限期間中における勤務の継続とする。

<会計処理>

時系列	会計処理例
報酬債権付与及び 株式発行時	前払費用等 3,000／自己株式 2,850 ／自己株式処分差益（その他資本 剰余金）150
役務提供（1年目）	株式報酬費用 1,000／前払費用等 1,000
役務提供（2年目）	株式報酬費用 1,000／前払費用等 1,000
役務提供（3年目）	株式報酬費用 1,000／前払費用等 1,000